

## 市県民税、固定資産税、国民健康保険税を 徴収猶予します



総務部税務課  
☎22-1121

### ◆市県民税、固定資産税、国民健康保険税の 徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の市税の徴収を一定期間猶予するものです。

### ◆対象となる方は

災害により、財産に相当な損害を受け、または収入が減少したことにより市税を納付することができないことが申請により認められた方

◆申請期限は 各税の納期限前まで

### ◆猶予される期間は

申請された日から原則1年以内です。

### ◆申請に必要なものは

申請書、印鑑  
被害を証明する資料（見積書など）  
収入が著しく減少したこと、もしくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

## 介護保険料を徴収猶予します



市民生活部介護福祉課 ☎22-1350  
各総合支所市民サービス課

### ◆介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定期間猶予するものです。

### ◆対象となる方は

災害により、住宅被害のあった方や収入の著しい減少が見込まれる方について、定められた期限内に保険料を納めることが困難と納付相談などで認められた、第1号（65歳以上）被保険者（注2）

（注2）『第1号被保険者』：65歳以上の方

### ◆猶予される期間は

納期の到来する保険料を対象として、6か月以内で徴収を猶予するものです。

### ◆申請に必要なものは

申請書、り災証明書（写）、その他の被災状況を確認できる書類

◆申請期間は 令和4年10月31日まで

## し尿くみ取り手数料を 助成します



市民生活部環境課 ☎22-3350  
各総合支所市民サービス課

### ◆し尿くみ取り手数料の助成とは

災害により、くみ取り式便槽（仮設トイレを除く）に浸水被害を受け、くみ取りをした場合、その費用を助成するものです。

### ◆対象となる方は

り災証明書または被災証明書対象住家の便槽（仮設トイレを除く）が浸水し、令和4年9月30日までくみ取りを行った世帯

### ◆助成内容は

くみ取り手数料の2分の1  
（ただし、1世帯1回に限る）

### ◆申請に必要なものは

申請書、り災証明書または被災証明書の写し、し尿くみ取り事業者が発行した領収書

◆申請期間は 令和4年9月30日まで

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■栗原市ウェブサイト <https://www.kuriharacity.jp/>